

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

1 位置情報無承諾取得等に該当する行為の追加

いわゆる紛失防止タグを「位置特定用識別情報送信装置」と定義した上で、当該装置を所持する相手方の承諾を得ないでその位置情報を取得する行為等を規制対象に加える。(第二条第三項関係)

2 職権での警告を可能とするための規定の整備

警察本部長等が、警告を求める旨の申出を受けていなくても、職権で警告することができることとする。(第四条関係)

3 警告及び禁止命令等に係る通知に関する規定の整備

警察本部長等又は都道府県公安委員会が警告又は禁止命令等(以下「警告等」という。)をしたときは、警告等に係る申出を受けた場合以外の場合においても、速やかに、当該警告等に係る違反行為の相手方に通知をしなければならないこととする。(第四条第三項、第五条第六項関係)

4 ストーカー行為等の相手方に係る一定の情報を提供するおそれがある場合の措置に関する規定の整備

警察本部長等が、警告等があった場合において、当該警告等に係る違反行為の相手方に係る情報を保有し、又は保有しようとしている者(以下「相手方情報保有者等」という。)が当該警告等を受けた者であって現にストーカー行為等をするおそれがあるものに対して当該相手方の氏名、住所等の情報を提供するおそれがあると認めるときは、当該相手方情報保有者等に対し、当該提供の相手方がストーカー行為等をするおそれがある者であることを通知して、当該提供を行わないよう求めることができることとする。(第六条関係)

5 ストーカー行為等の相手方に対する援助に関する規定の整備

ストーカー行為等が行われている場合における当該ストーカー行為等の相手方に対する援助に係る努力義務の主体に、当該相手方を雇用する者及び当該相手方が就学する学校の長を追加する。(第九条第三項関係)

6 禁止命令等を行う都道府県公安委員会等に関する規定の整備

禁止命令等若しくは聴聞又は警告を行うことができる機関に、当該禁止命令等若しくは聴聞又は警告に係る違反行為の相手方の当該違反行為が行われた時における住所又は居所の所在地を管轄する機関を追加する。(第十四条関

係)

7 施行期日等

- (1) 4を除き、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。(附則第一項関係)
- (2) 4については、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。(附則第一項第二号関係)
- (3) この法律の経過措置等について定める。(附則第二項、第三項関係)